

和を以て貴しとなす

副会長 仲 隆 (44 期)

主な担当業務
財務、会館、厚生、司法修習、法曹養成、
給費制維持、弁護士研修、法制、民事訴
訟問題等、司法改革、民事司法改革など



聖徳太子が制定した十七条憲法の第一条に出てくる言葉で、「尊し」でも良いが、原典は「貴し」である。故事ことわざ辞典によれば「何事をやるにも、みんなが仲良くやり、いさかいを起こさないのが良いということ」を意味するという。

誰でも知っている単純明快な言葉のようであるが、仲良くやるといっても、意見を戦わせずに大勢を形成するというのでは理解として誤っている。この言葉の真意は、自己の意見に執着したり、それを押し付けたりせず、互いの意見をぶつけ合いながら、他者の意見を受容することによって一定の結論を導いていくことにある。「意見」はそのまま「立場」に入れ替えることができる。このような態度が国家を正しい方向に導くのであって、その重要性において十七条憲法の第一条に登場するのである。このことは、国家であれ、弁護士会であれ、理事者会であれ、全ての集団において変わるところはない。これが失われるときは弁護士会でいえば自治を失うことを意味するであろう。

その意味で私は少数意見が好きである。自分の意に反して少数意見を擁護することも少なくない。その結果、より正しい結論が導かれると信ずるからである。

さて、副会長の業務は、自分の事務所経営を考えなければ意外に楽しいものである。担当する委員会や対策本部等は優に30を超えるが、それぞ

れ個性があり、色々な弁護士が登場する。通常の弁護士業務の場合、たくさんの依頼者や相手方弁護士に出会うが、それは制限された範囲での交わりであって、人間の全体像に触れることは少ないようである。その点、副会長職は様々な弁護士の豊富な個性に触れることになり、逸興である。そして、これまで考えたこともない事柄について自分なりの意見を平気で述べたりして、理事者会というプリズムを通しながらも弁護士会の運営にわずかながらも影響を与えることができ、これまた一興である。

理事者室は、存外に白髪の会長が「いとおかし」く、重責の筆頭副会長はその反動でお菓子ばかり食べ、二席の自由闊達な女性副会長は箸も転でないのに笑い、パワー全開疲れ知らずの三席は人の3倍しゃべり、不祥事対策の鬼と呼ばれる五席は職員からは「ひな壇の右大臣」と呼ばれ、語学堪能の六席は職務でスリランカに行ってお腹をこわして、四席の私はじっと彼らを見て楽しんでいる。そして秘書課がよく気を遣ってくれる。

こういう楽しみも早半年が過ぎ、短い秋を超え、慌ただしい冬を経て、春を迎えれば終焉となる。きっと懐かしく思うであろう。

しかしその前に、まもなく東弁臨時総会が開催される。私の担当する財務関連の議題が中心となるので頑張り処である。反対意見をもらわなければ良いのだが。